

身体障害者手帳



永久的ストーマを造設された方は身体障害者手帳を取得することができます。
手帳を取得すると、ストーマ装具の給付制度に申請することができます。
手帳の交付まで1ヶ月～2ヶ月かかりますので、お早めの申請を推奨します。

■身体障害者手帳の申請手順

①お住まいの市区役所の障害福祉課にて以下の書類を取得します。

「身体障害者手帳交付申請書」
「身体障害者診断書・意見書（ぼうこう・直腸用）」

②病院で「診断書」を作成してもらいます。

認定医のいる病院で診断書を作成してもらいます。
※障害福祉課窓口にて認定医のいる医療機関と医師名を確認できます。

③以下の書類を用意して障害福祉課にて申請をします。

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・身体障害者診断書・意見書
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・縦4cm×横3cmの写真
- ・個人番号（マイナンバー）
- ・身分証明書

約1～2ヶ月



④身体障害者手帳が交付されます。

障害者手帳

日常生活用具給付券



身体障害者手帳が交付されると日常生活用具の給付を受けることができます。
給付を受けるためには、障害者福祉係で申請をする必要があります。
また、現金ではなく日常生活用具給付券での支給となります。

※高所得者の場合、給付が受けられない場合があります。

■日常生活用具給付券の申請手順

①以下の書類を用意して障害福祉課にて申請をします。

- ・日常生活用具給付申請書
※申請窓口でもらえます。
- ・所得証明書類
※源泉徴収票・確定申告書など
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・身体障害者手帳



②ザイタックが見積書を作成し障害福祉課へ提出します。

約2週間

障害者福祉課窓口で、
給付開始月と見積期間を確認していただき、ザイタックまでご連絡ください。

③日常生活用具給付券が発行され、ザイタックに届きます。

※市区役所によっては直接ご自宅に届く場合もございます。

Point

- ・給付券はお金の代わりになりますので、**必ず署名・捺印**が必要になります。
- ・署名・捺印をいただくために**商品購入時**に給付券をご自宅へお送りいたします。
- ・給付券はザイタックが保管します。**署名・捺印後ザイタックへ郵送**ください。

実際の日常生活用具給付券



実際の日常生活用具給付券に記載されている項目の説明になります。

- 1 給付用品名と給付券の期間
- 2 給付券1枚の給付金額
- 3 自己負担金額
※原則1割負担になります
- 4 公費負担額
②給付金額 - ③自己負担額
- 5 署名・捺印欄

| 日常生活用具等給付券 | | | |
|-----------------------------|---------------------------------------------|--------------|-----------------|
| 給付番号 | 第 号 | 給付決定日 | 令和 3年 1月 12日 |
| 氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住所 | | | |
| 保護者氏名 | 1 | | |
| 日常生活用具の名称 | 1 キッチン用器具(消化器系) 令和 3年 2月分 ~ 令和 3年 3月分 | | |
| 給付委託業者 | 名称 株式会社 ゼイタク | | |
| | 所在地 東京都文京区湯島1-12-4-5F | | |
| | 電話 5812-8088 | | FAX番号 5812-8099 |
| 基準額 | 見積額 | 利用者負担額 | 公費負担額 |
| 2 53,148 円 | 17,716 円 | 3 1,770 円 | 4 15,946 円 |
| 月額負担上限額 | | 超過負担額 | |
| 37,200 円 | | 0 円 | |
| 上記のとおり決定する。 令和 3年 1月 14日 | | | |
| 給付開始年月日 | 令和 年 月 日 | 確認者印 | 印 |
| 受領年月日 | 令和 年 月 日 | 5 受領者氏名・印 | 印 本人との関係 |

※受領者の氏名記入、押印および本人との関係の記入願います。

書式は一例です。
市区役所によって書式が異なりますのでご注意ください。



日常生活用具給付券とは別に「日常生活用具給付委託通知書」が自宅に届きます。給付の決定をお知らせする書類になりますので、ご自宅にて大切に保管ください。

日常生活用具給付券の利用方法



対象期間になりますと、日常生活用具給付券を利用したご注文が可能になります。

■日常生活用具給付券ご利用までの流れ



■日常生活用具給付券を利用したご注文方法

月額給付上限額(例)
 消化器系: 8,858円
 泌尿系: 11,639円

こちらの上限額は一例です。
給付券は2か月分が1枚になって発行される場合が多いです。

※給付上限額、給付月は市区役所によって異なります。

例 6か月分の給付券で2万円分購入した場合

| 月数 | 4月~5月 | | 6月~7月 | | 8月~9月 | |
|-------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 給付金額 | 17,716円 | | 17,716円 | | 17,716円 | |
| 給付券内訳 | 1,771円 (自己負担) | 15,945円 (公費負担) | 1,771円 (自己負担) | 15,945円 (公費負担) | 1,771円 (自己負担) | 15,945円 (公費負担) |

2万円分

4月~5月分の給付券と6月~7月分の一部を使って購入

残った給付券は次回購入する際にご利用いただけます。

※自己負担金額は給付券の初回使用時に発生します。

発行された日常生活用具給付券の期間内に、給付金額を超えるご注文をされた場合は、超過した分の金額が全額ご実費となります。